

職場で使用される化学物質の発がん性評価の加速化

【発がん性WGの検討事項】

【遺伝毒性WGの検討事項】

製造・輸入数量等による絞り込み
約6万物質→約7千物質 (CAS番号ベースでは約1万1千物質)
(1事業者以上において年間1トン以上の製造輸入量のある物質等)

- 発がん性の構造活性相関の活用可能性の検討
- 発がん性の可能性の評価基準の決定
基準の概要:
リスク評価対象物質の候補とすべきもの(発がん性のスクリーニングから除外):
①IARCで1~2B
②IARCで1~2Bでないが
・化審法スクリーニング評価で発がん性が1又は2
・他機関の評価、既存試験結果から①相当と判断
③短期・中期発がん試験または他の発がん性試験で陽性となり、ヒトへの発がんの可能性があると判断(→長期発がん性試験候補とする)
- 上記の判断基準による評価結果の確認・個別判断

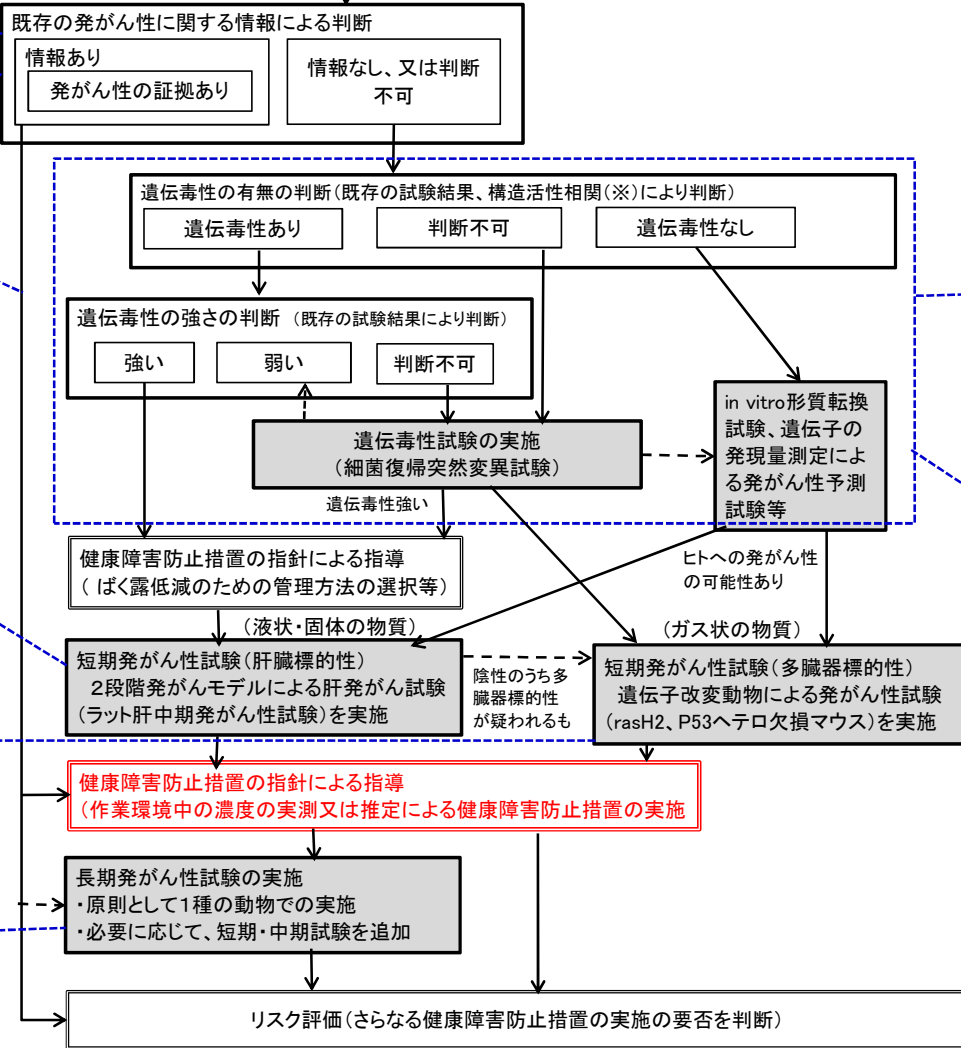
- スクリーニングのための中期発がん性試験
・ラット肝中期発がん性試験の対象物質の決定
化学物質の性状、多臓器への標的性
・ラット肝中期発がん性試験の方法の細部の決定
試験方法、供試動物、投与群及び対照群、用量等
・ラット肝中期発がん性試験の評価
【対象物質の選定はリスク評価に係る企画検討会で実施】

- 遺伝子改変動物による発がん性試験
・遺伝子改変動物による発がん性試験の対象物質の決定
化学物質の性状、多臓器への標的性
・遺伝子改変動物による発がん性試験の方法の細部の決定
試験方法、供試動物、投与群及び対照群、用量等
・遺伝子改変動物による発がん性試験の評価

- 長期発がん性試験関係
・試験方法等の選択:
動物種、中期試験の要否、試験方法の細部を決定
・長期試験結果について有害性評価検討会に報告(評価は同検討会で行う)
・中期試験の結果の評価
【対象物質の選定は有害性評価小検討会で実施】

- 遺伝毒性の評価基準の決定
・細菌復帰突然変異試験、in vitro 染色体異常試験の結果の評価基準の決定(陽性・陰性、強い・弱い)
・複数の試験結果がある場合の評価基準の決定
・構造活性相関による遺伝毒性の評価基準の決定
- 上記の評価基準による個別物質の遺伝毒性の評価結果の確認・個別判断
- 細菌復帰突然変異試験等の対象物質の選定(優先順位の決定)
- 細菌復帰突然変異試験等の結果の評価

- 非遺伝毒性発がん性物質のスクリーニング試験対象物質の選定(優先順位の決定)
- 非遺伝毒性発がん性物質のスクリーニング試験の試験方法の選択、試験の細部検討、結果の評価



(※) 当面、構造活性相関は遺伝毒性の有無の推定に用いることとし、発がん性の推定への活用可能性については、引き続き検討する。